大阪商業大学学術情報リポジトリ

「日記」ー摂津国西成郡蕪島村納庄屋蔭山保之助の江戸廻米道中記ー

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商業史博物館 公開日: 2020-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 治司, IKEDA, Haruji メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/874

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

〔史料紹介〕「日記」

――摂津国西成郡稗島村納庄屋蔭山保之助の江戸廻米道中記――

池田治司

【釈文】

（表紙）

安政五午年十一月
日記
蔭山

初

十一月九日吉日ニ付同日夜五ツ時八軒や境源出船
十日暁牧(枚)方打通り、九ツ時伏見着、津の国屋昼飯、暮前大津着之処矢橋舟西順風ニ而西明り之内ニ草津着、柏原十右衛門泊、其夜五ツ過より西風強、雪少し降
十一日草津問屋方貫目改数口相湊候故遅刻相成、暁出立、水口昼飯、土山大黒屋長兵衛泊、土山ゟ坂の下近之間ニ猪鼻花屋と申所あり、此所迄近江国、是ゟ伊勢国也
十二日朝七ツ時立、西風小雪チラ〳〵降、亀山松屋昼飯、暮前四日市着、帯屋七郎右衛門泊
十三日上天気、朝七ツ時立、日之出桑名京屋小三郎着、尤十日夜草津ゟ坂之下辺者雪霍の足袋ヲ隠ス程なれど、桑名辺ハ凡壱尺斗り積り候、同人方ニ而支度、四ツ半比弐番船ニ而出帆、西風緩ク日の入ニ宮

着、紀の国や易右衛門泊、但此海伊勢・尾張の境也

十四日朝七ツ時立、曇り、折々時雨スル、五ツ前鳴身(海老)、此間ニ阿野村・堺川あり、尾張・参河の境也、池鯉鮒山形屋昼飯、八ツ時ゟ快情(晴)、七ツ過藤川着、たばこや小兵衛泊

十五日上天気、朝七ツ時立、日出御油通り、此間ニ二川ゟ白須賀へ之内境川あり、参河・遠江の境也、七ツ時前荒井(新居)着、紀ノ伊国や弥左衛門方支度、関前(所々)相届、船渡まい坂へ暮着、川崎や久右衛門泊、夜分暖也

十六日朝七ツ時立、少雨フル、暁天鶴声聞濱松ニ、天龍川茶店ニ而四ツ時比昼飯、船渡し追々快情(晴)、暮過掛川着、捻金屋泊り

十七日七ツ時立、日坂峠峠之餅屋ニ而日出、極上天気、春之心地スル也、四ツ時大井川越、此川遠江・駿河の境なり、六十八文、川ニ而壱人百六文、駄荷弐百八十文、連台不用、馬越し者人足助之、嶋田昼飯、八ツ半時岡部着、脇本陣吉田や久平泊り、至而扱方叮嚀也

十八日七ツ過出立、阿部川餅美味也、小吉田おけ酢妙也、折々少雨降、暮過ゟ中雨トナル、丸子サツタ峠八ツ過通ル、右手ハ大海、坂嶮ク、尤絶景也、七ツ過由比着、温沌屋四郎兵衛泊り、同夜七ツ時比快情(晴)、尤扱方叮嚀也

十九日暁六ツ過立、かん原日出、今日暖気也、吉原甲州屋ニ而四ツ半時昼飯也、日入前三しま着、此宿上入口ニ千貫樋あり、是駿河・伊豆の堺也、大和屋善兵衛泊、夜九ツ過ゟ雨降、三嶋ゟ箱根迄之間伊豆・相模の堺あり

廿日暁六ツ時立、追々雨止ム、曇り、西風、九ツ時峠江戸屋昼飯、是者箱根山ニ而兜石赤飯坂肥後立、水洗女転び猿すべりと唱へ岩石嶮シク別り、関所者峠ニ有之無言ニ而通ル也、夫ゟさいの河原とて大湖水浪打、尤寄妙也、都而暖和ニ而雪少しもなく小田原へ暮着、とらや三右衛門泊、然ル処三嶋駅馬支ニ而馬荷延引、峠問屋へ頼置候処、小田原へ延着、問屋方ニ而間違候哉、御用宿へ差置有之、廿一日朝ニ至り相知ル

廿一日右荷物行違ニ而小田原ヲ朝五ツ時出立、大磯初竹屋昼飯、極上天気、日入前藤沢江着、萬屋文蔵泊り

廿二日中山・蔭山ハ才領人乙右衛門召連朝六ツ時過出立、江之嶋廻り弁財天へ参詣、時ハ五ツ前ニ而干汐(ヒ)ニ付路次大よし、三社之詣で相済、岩屋へ廻ルハ岩石づたひニ而道法上之宮ゟ三町、尤海之中之嶋ニ而絶景筆紙ニ難尽、貝細工ハ名物也、夫より七里之浜、但異国風ニ而六町壱里也、其訳鎌倉廻りハ案内者弐百文ニ而雇候、所々名所古跡数々拝見、鎌倉山麓ニ而中飯、夫ゟ戸塚宿裏へ出、此間ニもめづらしき所色々有之、中ニも男禁制所等妙也、戸塚ゟ程ヶ谷へ暮六ツ過着、十塚(已)ゟ新町へ二里余、此前ニ境木村相模・武蔵の境也、間氏ハ同日朝五ツ時馬荷御引連ニ而出立、昼比程ヶ谷へ着之由、一同亀屋彦兵衛泊り

廿三日朝六ツ時立、品川昼飯、備前屋也、七ツ時笠倉屋傳吉着之処、同人方客支ニ付忠兵衛殿方ニ一両日止宿

廿四日夜傳吉方へ引移ル、同日昼後御役所へ着届、同日笠倉屋主人ゟ下部ニ至迄挨拶出ス

十二月朔日将軍宣下御大礼ニ付御勅使御登城拝見、但伝奏者大手より
御祝賀ニ付御参向之公家衆より桔梗御門より何連も御出しなり
十一月廿八日
一才領人乙右衛門義ハ今日迄諸届物ニ相使、今日朝引取候事
十一月廿五日
一白石様納人河州橋場村葭崎重助殿同日着、始終同席罷在候事
一江戸米相庭立之儀三斗五升入百俵、此石三拾五石ニ而何拾両と相
立、又壱両ニ付米何斗替と申也、尤金六十目
十一月晦日
一元船為見分詰合四人、小船ニ而罷越、入船三艘改済、夫ゟ品川陸路
帰り候事

日光参詣道中記

小堀様御廻米上乗河州深野新田友次郎居合候ニ付雑用賄ニ而召連候事
正月三日朝笠倉屋傳吉方出立、草か宿ニ而中飯、七ツ時粕壁高砂屋彦
右衛門泊、尤昨二日雪降候ニ付路次あしく候へ共、至而上天気也、此
宿中
四日暁出立、九ツ過くり橋御関所船渡し壱人前三十二文、但武士者無
銭也、此川迄武蔵、是ゟ下総国
中田宿ニ而昼飯、夫ゟ古河ハ八万石土井大炊頭様御城下也、古河より
野木迄之間下総与下野与之国境也、前ハ下総、向ハ下野、七ツ過間々(飯)
田宿着、脇本陣館の良助泊扱よし
五日朝出立、九ツ時石橋宿桜屋中飯、此辺之女中男同様たちて小便ス
ルヲ見る、七ツ時比七万七千石余戸田山城守様、当時安之助、御城下
宇都之宮白屋仙右衛門泊、当地尤繁昌、奥州と日光江之分レあり、茶
屋ハ他茄(なす)し、傳馬町ニ而弐朱壱歩女郎也、尤台附、芸者者弐朱之揚ゲ
弐朱者花也、但御免ニ者無之ゆえ飯盛与唱
六日朝出立、あられチラ〳〵降、落雨とけず、暫時ニ而止、宇都之宮
より日光斗の道中故、宿々寂しく候也、乍併こゝかしこニ者女郎屋も
相見へ候、九ツ時大沢宿若松や兵助中飯、大沢宿之掛りゟ日光御神領
なり、此所より杉並木見事ニ而抜空ヲ覆ふ、七ツ時日光鉢石宿紙ヤ半
兵衛着泊、七ツ時前より雪チラ〳〵降、暮前止、此所并ニ今市宿ニも
売女御法度也
七日早朝出立、極寒国ニ而さむさ難堪、水木石にかゝつて氷をなす、
四ツ時比清滝観世音参詣、小堂なれ共朱塗彩色結構也、がくに坂東十
八ばん下野国中禅寺

ちうぜんじ　のぼりておがむ　ミづ海の
　うたの浜路に　たつはしら浪

四ツ半比馬帰し之里、此はづれニ石之鳥居あり、是ゟ石路にて谷間を
登るなり、行事凡半道ニシ而女人堂あり、是ゟ女人禁制也、是ゟ不動
堂まで廿五町登り、夫より本堂まで十一丁者少し下ル、本尊ハ観世音
男體権現、其外等霊験あらたなり、三重之塔あり、都而南向ニ而、前
ニ湖水、東西三里南北壱里、例年七月一日五千人斗ヅゝ参詣、此湖水
ニ而七日之行いたし、同月七日ニ奥之院へ参詣之事也、尤此辺雪三尺

斗積り有之候、和泉屋与申茶屋ニ而相休候、此外数軒之茶屋ハ四月比ゟ登り店開キ候由、都而此辺五穀不生、日光より送り候由ニ御座候、御坊壱ヶ所有之、是ゟ御守御札等出候、九ツ時比参詣相済帰路ニ趣キ、女人堂より馬帰しまで之間岩石とらへしる谷の水落る音すさまじく、鳥の音だニ不聞冥土かと疑れ、さん悔の心ぞ起りける、但此山者従来旅人止宿御制禁也、此山ゟ西へ三里行而湯元あり、此湯之奥道なし、九ツ時馬帰し蔦屋ニ而昼飯、朝焚候飯之由ニ候処、こらへて雪を食スル如し、七ツ時鉢石町旅宿へ帰着泊、此日上天気

八日五ツ時比ゟ御山参詣者案内人雇なり、名所旧跡等者委細難尽筆紙候得ば略此ニ、九ツ時参詣相済紙屋半兵衛中飯之上出立、此日上天気なり、鉢石町前ニ穢多所あり、是者江戸段左衛門同様ニ而日光領之頭也、日本国中ニ右二ヶ所之由申聞候、暮上徳次郎宿館の要右衛門泊、此上中下共徳次郎宿ハ至而困窮也、都而日光筋者瓦葺者稀ニ而、別而宇都之宮ゟ日光迄者瓦葺者壱軒も無之、藁葺たゝキ屋根、宮家者檜皮葺等也、肴者水戸より来り道法十里ゟ三十里迄□□至而不行届也、此所白米壱升百三十六文斗、大坂ゟ廿文程下直也、此宿扱方丁寧也、

九日暁出立、四ツ半比石橋北原新田茶店ニ而温(暖)どん食味尤よし、惣而日光道中者そば・うんどん者名物也、大上天気、七ツ時過小山宿着、丸屋儀右衛門泊

十日東雲出立、四ツ半古河通り壱丁目ゟ左へ、行程四里ニして関宿也、但九ツ前坂東川舟渡し賃銭平人者十六文、是迄ハ御代官荒井清兵衛様御支配所、此方ゟ関宿領分也、九ツ半戸(利)根川舟渡し賃銭平人者三十六文也、此川打越関宿也、同刻野村勘兵衛着、此道あしく天気上、城主ハ六万石久世大和守様なり、乍併色土ニ有之候故、至而寂しく候、夕飯支度之上夕暮壱番船乗、但壱人前弐百廿四文、飯代百文不足、壱丈代五十文也、人数五十人斗乗候由、同夜四ツ時比音船来ル、うどん・餅・ぞうに等賞味、十一日東雲川口着、朝支度之上小船ニ乗替、賃銭壱人前五十文宛、夫より中川御番所通り、此所女乗合候時ハ御番所前より女ハ上陸、横道廻り候也、夫ゟ九ツ時深川高橋より上り、同刻旅宿へ帰着、夜前折々少しづゝ雪雨降、今日上天気、此御城下女郎なし、都而日光道中鉢石町・今市之外宿々女郎あり、台附弐朱宿屋ニ寄進メ候間、泊り宿吟味ニ有之也

都合九日之旅、荒者勿論、少し之雪雨もなし、極上都合

正月晦日御蔵納皆済

未立春之日鶴肉を得、祝ふて

あづま方新らたなとしをとりて、松御代万世と岩井鶴哉　間氏

此角(くちばし)之長し首足長し千代かけて、寿者なを長し、祝ふ友鶴　同人

元旦

和気加年留不老の初湯松ていり、なを竹よかしまた梅よとも　同人

二月十五日同宿之人ニ八九人連れにて向ウ嶋辺名所古跡へ参り候処、逸々筆ニのべ兼候ゆへ、古歌又ハ強盲蛇の狂歌等ニて思ひ出し候様記し置候事、ツゞキ此印△

覚

一紀州流し木村木岡半右衛門中風薬施し、但壱人へ壱服ヅヽ、尤発日ゟ三日迄之病人へ施し候事

一五月節句之朝ツゆを取置、毎日壱勺程ヅヽ呑候ハヽ、諸病治ス候事妙也

又手拭へツゆを取なし而懐中いたし、疵出来物等を撫候時者いゆる事妙也、是ゟ医家之秘方ニ而軍用ニ用ひ候也

一菊の花をむしり、能干而もミ粉ニいたし、煙草之代りニ用ひ匂ひよく茶也、又煙草之中へまぜてもよし

一やたて入之墨、酒ニ而すり入候ハヽ、能つく事妙なり

一奇談

一鈴木町御代官屋代増之助様御儀、御交代之趣風聞承り候ニ付驚入、何卒御歎願申上、不相替御在勤被為在候様致度与出府人一同評定罷在候処、何連へ願出候而宜敷哉不相分、依之為御窺元鈴木町御代官当時御勘定吟味役設楽八三郎様へ今ニ海老江村市右衛門・蒔島村保之助両人付込御門前瀧野屋敷御宅へ罷出候処、御用人ゟ御差図ニ随ひ御用人居間ニ相控候処、御茶抔被下御叮嚀成事候也、尤此所御玄関之左手ニ而御用人之居間、其又左手御近習之居間、凡御用人御近習共五六人も御座候様子、尤銘々共者御勝手口ゟ通り候也、保之助義下緒之なき脇指帯し罷出赤面之事ニ而、暫くあつて御前へ伺ニ相成候処、御目通り被仰付、御座敷ニおゐて難有御態(台カ)命被仰聞御前様ニ者元日ゟ大晦日迄御日勤御登城被為在候義ニ付、大坂御在勤中ゟ格別御壮健之趣ニ付恐悦申上候、種々大坂御在勤中村々之事共細々御咄被仰聞候段、誠ニ一言与して相違之儀者無之、実ニ恐入候儀ニ御座候、夫ゟ前書一件御伺申上候処、右屋代様御召之儀者少しも御承知不被為在趣被仰聞候、其前ゟも両人へ大鉢一ツ宛、御田葉粉盆・御菓子何連も壱人毎ニ御出しニ相成、御茶被下、御菓子等之結構言語ニ絶じ、盆之上ニ大杉ヲ引、其上ニ蒸菓子ヲ置、折のし附也、やがて御暇願上候処、湯漬被下旨被仰聞、其上郡村へもよろしく可伝候旨也、夫ゟ別之御座敷ニおゐて被下候御膳ハ平五種、御汁皿ハ三種之作身、ちょく附ニ而勿論珍肴賞味不斜候、其上仰ニよつて御菓子・残り肴等持帰り候、其間に鉄砲十挺有之、其内八挺者阿蘭陀ゟ渡り之清陽流釰鉄砲之由御用人ゟ御見セ被下候、最早暮ニ及び候ニ付御暇申上初夜まへ引取候、尤右伺一件者不面白候得共、御扱之御叮嚀恐多く儀ニ御座候、寸暇之侭書取置候

二月十日上野参詣之訳

積船上乗人海老江村佐市儀、講談師ニ而上野御坊春性院へ兼而罷出居候ニ付、同人ゟ為頼込、今日一同罷出候処、小僧案内ニ而御霊屋拝礼、是ハ

東照宮様御簾中并共そ之御廉中共相並而六殿同ク御妾弐柱者御厨子也、何連も極彩色、結構者紙上ニ難申尽、香の匂ひ粉々与し而極楽世界も是ニハふで勝与被存候斗也、尤

東照宮様御霊屋ハ御普請中ニ付拝礼不相成趣、御坊之手広結構も甚敷事ニ候、是ゟ御礼申上引取候、尤此一条者秘ニし而、他言不可成候事

△ツゞキ

梅若塚の古句ニ

花にとてのけておく日そ
なかりけり　春路

梅やしき

鳥の名の都となりぬ梅やしき

春もやゝ景しきとゝのふ
月と梅　　ばせを

二月十七日飛鳥山王子権現日暮し之里道鑵山等五六人連れニ而廻り候事

右出行候を見て

見物にけふかあすかと王子迄
日くらしかけて戻る道歓　間氏

飛鳥山前にて　蔭山

人多く行こふ中に知るべなき
飛鳥の後に王子ニあらなん

日暮の里ニ而　同人

時来り人もろともにさかりなバ
花を見とれて日暮しの里
暮ぬまと思ひ切なん

こゝのさと　泉州大町村

二月十八日葭崎同道ニ而水天宮、麻布善福寺、目黒不動并権八小紫の比翼塚、梅やしき、夫ゟ有天寺、又々祖父の茶屋、ふじ見台、赤坂御門前、紀州様御屋敷拝見、夫ゟ帰宿、及暮、道法凡八里斗

せんだくを、戻りてさせる、芋おでん、おなりハむかし、いま祖父が茶屋　間氏

其むかし、比翼桜や、かへり花　芝浦雪草

二月廿一日暁七ツ時前、青山久保町おんぜんの辺ゟ出火し、折ふし南風烈敷火ノ手ニ手ニも相成、紀州様・尾張様御屋敷・其外諸屋敷方・寺社・町家等数多焼失、翌廿二日昼前消火、尤焼原ハ御城ゟ西ニ而四ツ谷御門外なり、南北長凡弐里余、飛火二ヶ所有之由ニ候

二月廿日堀ノ内妙見へ参詣ニ付兼而大坂鈴木町御役所詰喜多村忠一郎様ゟ御頼ニ付、麹町七丁目喜多村解助様へ御機嫌伺ニ罷出候処、色々御態(台カ)命之上酒肴等被下、詩御認之扇子頂戴、猶望ニ候ハヽ何成共可書遣旨被仰聞候ニ付、其後北新川米屋ゟ到来之酒肴書状相添右喜多村様へ為持遣候、唐紙八枚へ屏風張地之積ニ而書を頼遣し置、今廿五日尚又堀之内参詣之戻り貰ニ罷出候処、右書并外書物等被下置、年比(懇)ニ御挨拶忠一郎様之無事之趣申伝へ候様御申ニ候事、尤右ハ忠一郎様御親父ニ御座候、尚又堀ノ内者江戸ゟ西甲州海道新宿ゟ壱里半斗西南ニ当り申候

二月廿六日亀井(戸)堂天神ハ此一両日ハ六十壱年目之御祭礼ニ而、向ウ嶋

町々ゟ神□之だし数々罷出大き賑也、尤当地地車無之、だしの巳ニ而土台車作りニ而前ニ牛引之人も引手掛ル也、上高く色々作り者(物)有、中程ニ而鳴物ニ而はやす也、乍併都而上方地車抔ニ者中々以難及候事

登り

二月晦日笠倉屋方勘定相済

御役所ゟも駄賃帳・添触・関所切手等願之通御下渡ニ付、同日八ツ時出立、夕暮坂(板)橋宿和泉屋所右衛門着泊、然ル処添触ニ相当之賃銭可受取ト書認有之、是ニ而ハ相対賃銭ニ相成、御定メゟ三ぞう倍ニも相成候ニ付、翌三月一日早天ゟ三人共大沢様宅へ罷出願上候処、早速御定メ賃銭ニ御書替被下候ニ付、艮(退)刻板橋江引帰し候事

三月朔日朝四ツ半時和泉所出立、蕨宿中飯、七ツ半桶川着、栗原権左衛門泊、尤此日上天気、風烈敷土煙りニ而相困り候処、大宮宿壱里斗こなたゟ雨ニ成、少々雷鳴

但才領人之儀者泉州兎(ウサイ)田村上乗人九兵衛雑用ニ而召連候事

板橋貫目改　廿貫目宛

乗本馬弐疋　明ケ荷四ツ

かます二ツ

同日行違ニ相成保之助才領人弐人者前書桶川ニ而泊、間・中山両人者前宿上ゲ尾宿ニ而泊

二日早朝出立、九ツ時吹上村橘や源次郎中飯、但鴻巣ゟ熊谷迄四り八丁ニ立場也、九ツ過熊谷宿通り、此処大繁花之土地ニし而、別而今日ハ雛道具等之市夥し、此処ハ熊谷次郎之旧領ニ而三十石御朱印之寺あり、当時忍城主松平下総守領分也、板橋宿ゟ深谷(こうのや)宿迄竹垣三右衛門・川上金吾助御代官所、深谷宿ゟ伊那半左衛門御代官所、此辺御料私料分分入組也、岡部村ニ安部河内守様御陣屋有、此処ハ岡部六弥太之旧跡、六ツ時本庄宿着、もろ井七兵衛泊、此日上天気ニして風烈し

三日暁七ツ半時出立、冷る事寒中之如し、五ツ時前新町宿着、此手前ニ神奈川あり、武蔵・上野之境也、九ツ前高崎着、須原屋中飯、此所者八万弐千石、松平右京之亮様御城下ニ而佐の涼左衛門恒世之旧跡也、八ツ前安中板倉周防守(主計守)様御陣屋あり、夫ゟ枇杷の窪(くぼ)と云所ゟ相分レ馬荷ハ才領人付添泊場へ遣し、三人者右之立場ゟ左へ取妙義山へ参詣、道法凡四拾丁余、境内広く結構絶景ニ而、勿論宮作り結構絶言語極彩色、本社ハ妙義権現菊之御紋、京都御宮持也、六かゝへ七かゝへ等之大木空を覆ひ候、麓ニハ妙義之里、宿や中ニハ女郎等も相見へ候、夫ゟ暮前松ゐだ宿碇屋源左衛門泊、上天気

四日暁出立、上天気、五ツ時横川御関所無事相通り切手ニ三人与有之候付才領人壱人ハ通ル事不相成旨関所役人ゟ被申、段々相断候得共、不相叶候付切手相下ケ四人共元之門前之茶屋へ引取相談之上、才領人壱人差出し難渋之趣を以勘弁相願候儀三度ニ及び聞済ニ相成、依之一同罷出候処、巳(以)来可心得旨被申聞相通り申候、四ツ時比碓氷峠羽根石立場休、坂本宿ゟ此所迄廿四町登り也、夫ゟ二里登り下りてかる井沢問屋前三枡屋中飯、尤峠半途過て権現あり、此所上野・信濃の境、是迄者安中御領分、夫ゟ木村薫平御代官所也、此辺ゟ浅間山みゆ、年中

絶戴(頂)〻煙り立事甚し、宝暦度七日七夜此穴〻岩を吹出ス、大坂抔ニも折々響候由

三どくのもゆる煙の浅間山
　厚きおじひできゆるぼんのふ

此辺之山々残り雪有之、軽井沢より一り五丁沓掛宿、此間之野原作物樹木等も不生、柴(芝)草而已ニ而広太成原也、一り三町追分宿貫目改あり、宿はづれ〻右善光寺道、左仲仙道也、馬荷引行善光寺へ参詣いたし度候付、浪花講定宿と相談之上貫目改所へ相対賃銭ニ而右北国道善光寺へ参詣(善光寺へ参り度候付小諸宿江継立之義)致段願書差出し候処御聞届、夫〻暮前小諸宿着巴屋六左衛門泊、追分〻三里半余、此日上天気冷(ひやこ)而、間氏緋羅紗之煙草入落ス、小諸迄之半塗(途)ニ而馬くら帰り落る、怪我なし、此所牧野様御城下、駒とめて直す間もなくくら帰り

五日朝出立、上天気、宿放レ〻□之道布引観音へ参詣、岩石がミして随分高山也、夫〻田中宿へ四ツ半出、中屋源兵衛休、夫〻半里海野、九ツ半上田着、但海野〻二里、此所者松平伊賀守御城下、問屋前ニ而中飯、産物之織物等買、七ツ半板木宿油屋徳兵衛泊

六日朝出立、夜前〻風はけし、天気よし、一り半とくら、夫〻じゃくまく与云処真田織商店有之、此辺〻ミえ候左之山ハ往昔老人ヲ捨し姥捨山、十三景とくら〻一り半矢代壱里(三十丁)合の宿の篠の井追分、此手前に川あり、夫〻此方(丹波じま川迄)ハ川中嶋ニ而往昔武田・上杉の古戦場山中勘助討死之所也、当時ハ多分松代之城主、真田様之御領知也、追分〻丹波嶋宿迄二り六丁、丹波川船渡し相越一り行て善光寺八ツ時着、大和(やま)屋喜兵衛泊、善光寺ハ此節十一年已前未年大地震・ゑき病等ニ而変死之もの為菩提御法事御執行也

七日朝参詣御経御開帳有之、夫〻萬善堂ニ而御血脈頂戴(受掌)、四ツ時出立、昨夜より雨降候処今暁ニ至り天気晴、善光寺入口の左之方ニ両国之大守筑前国苅萱姓賀藤左衛門尉重氏公親子之旧跡寺あり、八ツ前稲荷山宿中飯、尤此洗馬道へハ篠井追分に分レ道、稲荷山〻おミ江三里、此間猿がばしと而山越也、七ツ半おミ宿着、花や平右衛門泊、空曇、稲荷山中(ニ而)少々取継あり、左ニ記ス

此段去ル四日之泊巴屋六左衛門江間氏手帳間氏之分失念と存、五日之泊板木宿〻飛脚を以右巴屋江書状遣し否返事取、稲荷山宿問屋ニ而出合候筈ニいたし候処、今日板木宿〻使者出張居巴屋へ遣し候処、同人義不当之返答ニ而飛脚之名前迄書取、受取も不差出、馴御用□不審ニ付大坂鈴木町へ引合抔相答、坂木ニ於而も一同心配いたし居候間、引帰し貫度段被申候得共、談之上先方〻下書之通一札認遣し、勿論大丈夫ニ申置候事

八日東雲過出立、夜前雨少し降、今朝天気よし、麻績宿〻青柳へ壱里十丁、此手前之道バタニ弘法大師□□□□□□喜一塚あり、夫〻三り山麓会田宿、かりや原宿へ壱り十一丁之間ニ而俄ニ曇大あられ降、暫あってやむ、天気よし、九ツ前かりや原立場花や幸助中飯、壱り半山越岡田宿、松本へ壱り、松本ハ六万石松平丹波守様御城下、村井へ壱り半、郷原へ壱り半、洗馬へ壱り半、初夜前問や志村勘之烝着、八ツ比〻風吹冷る事甚し、此洗馬より御定メ賃銭ニ戻ル、尤此所貫目改所

也、千木方へ心付遣ス、都而ケ様之改場所等ニ而ハ問屋へ罷出候宿を心掛ケ止宿いたし相談し、千木方▨心付遣ス事ニ候、中改ニ而貫目相増候時ハ増賃取候間、此辺相心得よろしく候

九日暁出立、冷甚敷手拭抔凍る、本山へ三十丁、贄川へ二り、此間片平村休、天気大吉、此手前之桜沢村境橋ゟ尾張御領分、夫迄ハ松平丹波守様御預り所也、此辺ゟお六梳あり、又毛物の皮抔売、一り半奈良井、一り半藪原、此内鳥居峠、奈良井ゟ三十丁登り、廿三丁下り也、此辺之山ニ雪有、日影ニハ三尺斗も不解、又此山迄谷川之水ハ東へ流レ、末ハ丹波川江出候由、此山瀬切ニ而是ゟ西へ流レ、末ハ名古屋方へ出候由、九ツ時藪原問屋前ニ而くしやニ而中飯、都而（尚又）木曽の間ハ宿々助郷無之候ニ付、壱日廿五疋人足廿五人何レも折帰しニ而継立候得者、其外如何様之御用ニ而も不差出、勿論相対ハ格別ニ候、二り行宮ノ越宿、夫ゟ木曽義仲之城跡あり、ふく嶋宿手前ニ御関所有、六ツ時福嶋俵や孫十郎泊、

十日東雲之出立、此辺至而寒所ニ而、出立之節江戸ハ梅花盛過候処、今以此辺梅花莟も不附、今日上天気、弥生村手前ニ木曽の桟（カケ）橋あり、今者土台に石を積有之候得共、元ハ葛かづらを以渡し候由、依而発句に

　桟や命をからむ蔦かづら　芭蕉

五ツ時比弥生村休、此辺往還筋ハ谷川幅づたひにて眺望絶景ニ而江州水海丁子（流末）口水行之しゝとび米洗かし丁子ノ口ト云ニも遜ニ劣らず候、上ケ松宿ゟ拾弐丁ねざめそばの名物たせや善兵衛休、是ゟ右へ壱丁下り、臨せん寺口わゟ浦嶋之釣をせし旧跡絶景也

　昼廻に昼寝せふもの床の山　はせを

　筏士に何をか問ん青あらし　也有翁

八ツ前須原桜屋久兵衛中飯壱り三十丁、野尻二り半、三留（ト）の七ツ過着、宮川真助泊、前ねざめニ而間氏

　馬の背てねむるねざめやそばのあじ

十一日明方前出立、一り半妻ごめ、木曽谷岩石之大井成を間氏

　いわいしにはなしたへけり木曽の谷

此辺之梅花満開之処□□□分りがたきを　蔭山

遠く見てかをりで知る哉梅の花

朝曇候処、四ツ比ゟ天気よし、まごめまで二り之間ニ一石枡あり、まごめゟ廿四五町十石峠を下り信濃・美濃国境也、四ツ半落合宿ほう鼻ニ而中飯、八ツ半大井宿池田屋弥兵衛泊

右　善助
善光寺本堂　中　善助
左　弥生ノ前
如来

仁王門弘化未年之地震ニ潰レ爾今建立無之

十二日明方出立、夫ゟ三り半登り下りなり、十三峠と云、深草ノ里立場休、此手前ニ名古屋・伊せ道あり、大久手宿ゟ一ツ卅丁下り勝ニ而細くて宿○一り手前立場一ツ屋ノ里、琵琶峠、細くてゟみたけ宿へ三

り十一丁、手前ニ居尻村土橋之右手ニ和泉式部之塚あり

寛仁三己未呑(不分)
いつみ式部廟所
ひとりさへ渡ればしづむ浮はしに
あとなる人ハしばしとゞまれ

此外千字不分

○中飯者細久手宿、此宿去年十二月十八日火事ニ而過半焼失也、みたけ宿ゟふしみ宿迄一り五町、此宿迄尾州御領分、是ゟ西美濃郡代岩田鍬三郎様御支配所、是ゟ並木之通り平地也、一り十六丁ニ而立場相生屋休、夫ゟ太田川船渡し廿二里ニ〆太田宿、尾州様出張御陣屋あり、七万石御捌之由、七ツ半着、礒ヶ谷茂六郎泊、細久手辺ゟ女髪結様抔上方風ニ相成候、言者矢張違申候

十三日明方前出立、岩屋観音参詣、観音坂長坂峠打越、う沼宿迄二り遠し、少し曇、但太田川通桑名・名古屋等へ船有之、桑名へ十八里也、笠松へも出候、観音之辺ゟ眺望絶景也、鵜沼宿ゟ加納宿迄四り八丁之丁場五り半有也、但御朱印地穢多在等除間ニ相成故也、加納宿ゟ廿五町余り、前之桐(ママ)通し村ニ奥州磐城出張陣屋有之、此辺ニ弐万三千石斗御領分あり候由、加納宿ハ三万石永井肥前守様御城下ニ而、此最寄村里とも長者等相見へ繁花之地なり、右丁場両川並木見事ニ而平地なり、加納ゟ壱り余ニ而がうど川船渡し越がうど宿、尤中飯ハ加納宿問屋前ニ而致ス、がうど宿ゟ名所成いつぬき川、小川ニ而橋あり、夫ゟみへじ宿廿丁余りニ而さわたり川船渡し、七ツ半赤坂宿大升屋平吉泊、先程ゟ小雨降

観音の深き御慈悲ニ太田川身の仕合と

岩やおがみつ　間氏

加納迄之丁場芝所ニ付、先年大坂嶋市開発ニ罷出仕付取掛り候得共、無其儀事あり、依之

ひらけねばかゞ美濃原も見へ

わりず加納まじかく捨た鋤鍬　同人

俄雨早宿りけり旅のそら　蔭山

幸と早宿りけり俄雨　同人

十四日早朝出立、曇天之処五ツ前より雨降、赤坂ゟ垂井へ一り十三丁、樽(垂)井より養老瀧へ二り、同宿ゟ関ゲ原一り半、夫ゟ今須へ一り、今須ゟ柏原迄一り之間ニ美濃・江州との境、寝物語是者昔し源義経卿奥州へ落行給ふを御側を勤めて在し時、御手を拭らし瞽女と申人御跡を尋、此処ニ行暮らし、里之人家ニ止宿被遊候処、隣り家ニも御家来江田と申人同様義経卿御尋ニ罷出止宿之処、右瞽女之里人ニ御物静を居ながら聞、名乗合而御供いたし義経卿を尋ねに出行しゆへ、両国寝物語と公□ゟも分□御建被成候事と承り候、柏原ゟ醒ヶ井迄一り半、九ツ過着、越後屋久兵衛中飯泊、今以雨不止、夜雷鳴、此所赤かぶらあり

笠倉屋出立之節同宿連中へ
　立わかれいなばや宿を見名残りて
　　まつとキ君を帰り国ニて　間氏
銘々共帰国を見送りて
　うしろかげ見る哉霞ニ
　　はいるまて　河州大谷氏

社中ゟ餘米壱俵年の暮に送り候而受取に其角
大黒のふまへにたらぬ年の暮
　右其角の古句に競べて　間氏
大黒のふまへ程くふしる粉餅

十五日五ツ前出立、雨降、ばんバゟ鳥居本へ壱り之内すり針峠あり、向ウ少し右手に水海見ゆる、鳥居本ゟ高宮へ一り半、中程ゟ左へ這入多賀大権現へ参詣、境内広くし而結構也、夫ゟ高宮へ出、石之大鳥居あり、凡壱里斗全廻り也、高宮棒鼻茶屋ニ而三人支度、尤鳥居本ゟ天気快晴(猶)、ゑち川巾弐百間斗も有之、乍併水なし、七ツ過むさ宿小松や角右衛門泊、鳥居本宿放して松原ゟ右手ニ彦根御城ミゆる、高宮より十丁斗、此方に藤細工之在所あり、雨少し
十六日晴、六ツ前出立、森(守)山へ三り半ハ遠し、夫ゟ草津へ一り半、草津姥ゲ餅屋中飯、今日上天気四ツ半着、但関宿貫目改相済即刻乗船、九ツ過大津上陸、七ツ前京着、三条通御幸町北へ入本屋八郎右衛門泊、今日上天気
十七日禁裏御所ゟ東廻り西本願寺迄道順所々寺社拝礼、尤南禅寺前ニ而中飯、暮方旅宿江帰着、上天気
十八日五ツ時出立、小雨降、四ツ過伏見着、水屋六兵衛ニ而支度之上九ツ前乗船、荷物共十弐人取、今日雨甚し、暮過八軒屋着、濱屋泊
十九日天気晴、帰村
同日帰村届并御添触・駄賃帳返上、清帳面上ケル

（以下五丁白丁）

十一月十八日駿州由比宿ゟ国元へ書状出ス
〃廿三日国元へ書状飛脚へ出ス
〃廿八日同断　田中氏　大惣
　　常吉氏　宅
正月四日品物入様箱へ仕込便船へ出ス
但安次(治)川近傳着
正月十八日国元へ状出ス
　西蔭山氏へ　宅へ　源蔵へ　大宗へ
正月十一日出大宗ゟ之状、同廿二日着
〃廿二日出宅ゟ之状、同廿九日着
二月四日国元へ状出ス　濱や着
　宅へ　大鹿やへ　壱通
二月廿一日友渕村上乗帰国ニ付書状便出ス　宅へ　羽間氏宅付

三月十六日京都今宅へ、店走りニ而出ス

（裏表紙）

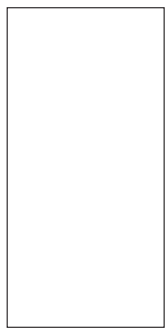

【解説】

はじめに

この史料は、安政五年（一八五八）に摂津国西成郡蒔島村庄屋蔭山保之助[1]が、大坂鈴木町代官所支配の幕府領年貢米上納のため、郡中納庄屋として江戸へ赴いた際の記録として残した日記で、大阪府立大学経済・経営法律系図書室所蔵の越知家文書に含まれる史料である。

畿内幕府直轄領の本途物成のうち、米納部分の年貢米は、基本的には江戸・京・大坂の幕府蔵に改送された。こうした直轄領の年貢米は城米と呼ばれ、そのうち江戸の米蔵に納める年貢米を江戸廻米と称した。

江戸への廻米輸送には、郡中から納庄屋と上乗が選ばれ、郡中の代表として年貢上納の任務にあたる。納庄屋は江戸にて納米にあたるもので、上乗は廻船に同乗して船中の輸送米の監督・処分その他の取締りにあたる。これらの代表者は、郡中の実力者の中から適任者が決められた[2]。

安政五年に納庄屋として江戸へ赴いた蔭山保之助は、大坂より江戸への往路は東海道、復路は中山道を辿り、善光寺を経由して帰国する。これは、摂津・河内国の一般的な納庄屋の旅のコースと考えられる[3]。

江戸廻米に関する旅日記は、他にも残存するが、今回特にこの史料の釈文を掲載するのは、大阪府立大学所蔵の越知家文書に同年の江戸廻米関係史料が文書群として残り、同日記の記載に関連する具体的な

内容が他の史料によって傍証できること、日記の内容が詳細で当時の状況を把握するうえで興味深いことがその理由である。

この日記をたよりに、幕府御用として江戸へ赴いた蔭山保之助が、誰と連れ立ってどのような旅をし、何を記録したのかを見ることによって、旅を通じた納庄屋の任務の一端が理解できる。

摂津国西成郡稗島村について

まず、幕末期蔭山保之助が庄屋を務めた摂津国西成郡稗島村について簡単に解説を加える。『西成郡史』[4]によれば、明治十九年までは村名を稗島村と書いたが、明治十九年一月三十一日に「稗」を「稗」に改めた。そして「ひえしま」を「へじま」と呼び、旧中津川と神崎川旧支流の大野川との間にあったが、淀川改修工事ののち、新淀川が村内を縦断し、南北に二分された。また、岡田光代「史料紹介　摂津国西成郡稗島村天保一五年「明細帳」」[5]によれば、元和五年（一六一九）以降近世を通じて同村は幕府領であり、天保十五年「明細帳」によると、延宝五年（一六七七）の検地では一、四五三・四五五石。その後新田開発により、安政五年（一八五八）の「村方模様書上」には合計一、四六〇・六九〇石と記載されるが、天保郷帳の一、四六五・〇二八石とは異なっている。「明細帳」に表れた同村の特徴は、三、一二五人という人口の多さと家数六八五軒の約七三％におよぶ無高層の比率であり、職業構成をみると商業・漁業の比重が高い状況であったことが記されている。また、同村は大坂鈴木町代官所の支配地であった。

大坂鈴木町代官所支配幕府領の江戸廻米の概要

日記の内容を解説する前に、越知家文書に含まれる安政五年の「江戸御廻米手帳」[6]に記された同年度の大坂鈴木町代官所支配幕府領の江戸廻米の「郡々〆高」を表1に示した。

表1　安政5年度　大坂鈴木町代官所支配幕府領の江戸廻米合計石高

（単位：石）

国名	郡名	本米	欠米	小計	本籾	欠籾	小計
摂津国	西成郡	6,672.9930	133.4600	6,806.4530	581.0000	17.4300	598.4300
	東成郡	2,360.2670	47.2050	2,407.4720	182.5000	5.4750	187.9750
	住吉郡	1,129.0810	22.5820	1,151.6630	80.5000	2.4150	82.9150
	豊島郡	734.3390	4.6870	739.0260	39.5000	1.1850	40.6850
	川辺郡	763.8960	15.2780	779.1740	45.0000	1.3500	46.3500
摂津国合計		11,660.5760	223.2120	11,883.7880	928.5000	27.8550	956.3550
河内国	丹南郡	643.0127	12.8600	655.8727	28.0000	0.8400	28.8400
和泉国	大鳥郡	1,004.1960	20.0840	1,024.2800	43.5000	1.0350	44.5350
	同　郡	626.8420	12.5370	639.3790	27.0000	0.8100	27.8100
	泉　郡	1,276.5540	25.0310	1,301.5850	55.0000	1.6500	56.6500
	南　郡	2,570.4640	51.4090	2,621.8730	111.0000	3.3300	114.3300
和泉国合計		5,478.0560	109.0610	5,587.1170	236.5000	6.8250	243.3250
三ヶ国総計		17,781.6447	345.1330	18,126.7777	1,193.0000	35.5200	1,228.5200

右記の通り、この年の大坂鈴木町御代官所支配の摂河泉幕府領の江戸廻米合計高は、本米一七、七八一石余、欠米[7]三五五石余、合計一八、一三六石余にも及び、それ以外に、一、二二八石余の籾納があった。これを十三艘の廻船で江戸へ廻送している。初船の大坂出帆は十一月二日、同月十四日品川入津、最終船の大坂出帆は十二月二十九日、正月十七日品川入津となる。

同行者と旅程

先に記した通り、納庄屋は乗船せず陸路を往復する。これに対して乗船して廻送米の監督に当たるのが上乗である。したがって、上乗は船数分の人数が必要となるが、納庄屋の数は限られる。上乗の名前を挙げると、次の通りとなる[8]。

初船	摂津国西成郡海老江村	重助
四番積弐	摂津国西成郡海老江村	清五郎
壱番積三	和泉国南郡礒上村	源次郎
五番積四	摂津国西成郡大和田村	清兵衛
七番積五	摂津国西成郡海老江村	友七
弐番積六	摂津国西成郡大和田村	清次郎
三番積七	摂津国西成郡野里村	善五郎
弐番積八	和泉国大鳥郡上石津村	由兵衛
三番積九	和泉国南郡礒上村	利兵衛
六番積十	摂津国西成郡海老江村	喜右衛門
八番積十一	河内国丹南郡多治井村	三右衛門
四番積十二	和泉国大鳥郡下石津村	六郎兵衛
九番積	摂津国西成郡海老江村	佐市

これに対して、大坂鈴木町御代官所支配の摂河泉郡々惣代納庄屋は次の三名である[9]。

摂津国西成郡海老江村庄屋	間市右衛門
摂津国西成郡蒲島村庄屋	蔭山保之助
和泉国南郡礒上村庄屋	中山元之丞

河内国の廻米も含まれるにも関わらず、同国郡中より納庄屋が出ていないのは、同国廻米の石高が米籾合わせて六八五石弱と、全体の四%の割合にも満たないためであろう。

往路の同行者としては、十一月二十二日の記述に「中山・蔭山ハ才領人乙右衛門召連朝六ツ時過出立」とあり、才領人乙右衛門が確認できる。才領人とは、荷物運送の人夫などを司掌する者をいう[10]。同月二十八日の記述によれば、「才領人乙右衛門義ハ今日迄諸届物ニ相使、今日朝引取候事」とあり、江戸到着後、乙右衛門は十一月二十八日に引き取っていることがわかる。

復路では、二月晦日の記述に「才領人之儀者泉州兎田村上乗人九兵衛雑用ニ而召連候事」とあり、才領人として泉州兎田村上乗人九兵衛が同行している。そして、この場合の才領人は荷物運送の人夫などを司掌するだけでなく、自らも雑用を務めていることがわかる。また同様に、正月三日からの日光参詣道中記に「小堀様御廻米上乗河州深野

新田友次郎居合候ニ付雑用賄ニ而召連候事」という記述もあり、廻船内監督の務めを終えた上乗は、納庄屋の「雑用」係として旅に同行するケースがあった。これらの記述によって、納庄屋と上乗の関係性も明らかである。

旅程については、表2に示したが、概略を示すと次の通りである。

十一月九日～同月二十四日―大坂～江戸（東海道）
正月三日～同月十一日―江戸～日光往復（日光街道）
三月一日～同月十九日―江戸～大坂（中山道・北国街道）

蔵納皆済の正月晦日までの期中で日光参詣を行っているのは、正月休みを利用しているためと推定される。廻船のうち品川入津から御蔵水揚・内拵[11]までの間に正月を挟んでいるのは四番積廻船で、十二月二十八日上刻品川入津、正月十日水揚、同月十二日内拵、積合せの納籾については、正月十二日に小菅御蔵に水揚、翌日内拵している。つまりこの間、蔵納業務は休みとなる。

ここまで同行者及び旅程の概要を見てきたが、次にこの日記の内容を時刻・地理・物価・風俗・慣例・その他特記事項の項目に分けて紹介する。

時刻に関する記述

この日記においては、ほぼ毎日出立時刻、及び到着時刻が記録されている。詳細は前記旅程表を参照いただきたい。往路と復路及び日光参詣道中で若干違うのは、往路は出立時刻が正確に記録されているが、復路及び日光参詣道中では、「朝」「暁」「東雲」「明け方」「早朝」といったおおまかな記述が比較的多い。これは往路が蔵納前であり、その心境の緊張感を物語っていて、紛議の際の裏付け資料として日記を意識しているとも考えられる。また、正月晦日蔵納皆済後の日記には、短歌や俳句が散見されることからも、復路の道中には往路にはない遊山気分が表れていることが感じられる。[12]

いずれにしても、往路・復路とも夜明け前に宿を出立し、日没前に宿へ入る場合がほとんどで、歩行距離は一日四〇キロメートル前後である。

地理に関する記述

地理に関して、国境や所領・支配に関する記述が多数あるのも、この日記の特徴である。本文の該当部分を表3、表4にまとめた。

公務の性格上、国境や所領を把握することは、道中で問題が起こった場合に、支配的側面からの問題解決において重要な情報であろう。

これは年貢米廻送中の廻船においても同様である。越知家文書に含まれる同年の「浦御触写」においては、「津々浦々ニおゐて入津出帆之時日其所ニ滞船之始末日帳ニ記し、早々出帆可為致候、且自然逢難風ニ候節者早速助船差出、御米大切ニいたし置、其最寄御代官江訴出差図受可取斗候」という触書がある。つまり、廻船の津々浦々においての入津出帆について、その日時・場所・状況を船中日帳に記し置き、海難時にはすぐに助船を差出すとともに、最寄りの代官へ連絡の

表２　安政５年摂津国西成郡稗島村納庄屋蔭山保之助江戸廻米道中旅程表

日程	出発地	時刻	経由地	昼飯地	宿泊地	時刻
11月９日	八軒屋：境源	夜五ツ時			（船中泊）	
11月10日	枚方	暁	伏見・大津	伏見：津の国屋	草津：柏原十右衛門	西明り之内
11月11日	草津	暁	水口	水口	土山：大黒屋長兵衛	
11月12日	土山	七ツ時	亀山	亀山：松屋	四日市：帯屋七郎右衛門	暮前
11月13日	四日市	七ツ時	桑名		宮：紀の国や易尾右衛門	日の入
11月14日	宮	七ツ時	鳴海・池鮒鯉	池鮒鯉：山形屋	藤川：たばこや小兵衛	七ツ過
11月15日	藤川	七ツ時	御油・仁川・白須賀・新居		舞坂：川崎や久右衛門	暮
11月16日	舞坂	七ツ時	浜松	天龍川茶店	掛川：捻金屋	暮過
11月17日	掛川	七ツ時	日坂峠・大井川・島田	島田	岡部：脇本陣吉田や久平	八ツ半時
11月18日	岡部	七ツ時過	阿部川・丸子		由比：温沌屋四郎兵衛	七ツ過
11月19日	由比	六ツ時過	蒲原・吉原	吉原：甲州屋	三島：大和屋善兵衛	日入前
11月20日	三島	六ツ時	箱根山	箱根峠：江戸屋	小田原：とらや三右衛門	暮
11月21日	小田原	五ツ時	大磯	大磯：初竹屋	藤沢：万屋文蔵	日入前
11月22日	藤沢	六ツ時過	江之島・鎌倉・戸塚	鎌倉山麓	程ヶ谷：亀屋彦兵衛	暮六ツ過
11月23日	程ヶ谷	六ツ時	品川	品川：備前屋	浅草：忠兵衛方	七ツ時
11月24日	浅草				浅草：笠倉屋傳吉	
１月３日	浅草：笠倉屋傳吉	朝	草加	草加	粕壁：高砂屋彦右衛門	七ツ時
１月４日	粕壁	暁	栗橋・中田・古河・野木	中田	飯田：脇本陣館の良助	七ツ過
１月５日	飯田	朝	石橋	石橋：桜屋	宇都之宮：白屋仙右衛門	七ツ時
１月６日	宇都之宮	朝	大沢	大沢：若松や兵助	鉢石：紙ヤ半兵衛	七ツ時
１月７日	鉢石	朝	日光参詣	馬帰し之里：蔦屋	鉢石：紙ヤ半兵衛	七ツ時
１月８日	鉢石	五ツ時	日光参詣	鉢石：紙ヤ半兵衛	徳次郎：館の要右衛門	暮上
１月９日	徳次郎	暁	石橋	石橋：北原新田茶屋	小山：丸屋儀右衛門	七ツ時
１月10日	小山	東雲	古河・関宿		（船中泊）	
１月11日	川口（着）	東雲	中川御番所・深川高橋		浅草：笠倉屋傳吉	九ツ時
２月10日	浅草		上野			
２月15日	浅草		向嶋			
２月18日	浅草		水天宮、麻布善福寺、目黒不動并権八小紫の比翼塚、梅やしき、有天寺、祖父の茶屋、ふじ見台、赤坂御門前、紀州様御屋敷			

表２　安政５年摂津国西成郡稗島村納庄屋蔭山保之助江戸廻米道中旅程表

日程	出発地	時刻	経由地	昼飯地	宿泊地	時刻
２月20日	浅草		堀ノ内妙見			
２月26日	浅草		亀井戸天神			
２月晦日	浅草	八ツ時			板橋：和泉屋所右衛門	夕暮
３月朔日	板橋	四ツ半時	蕨	蕨	桶川：栗原権左衛門	七ツ半
３月２日	桶川	朝	吹上・鴻巣・熊谷・深谷・岡部	吹上：橘や源次郎	本庄：もろ井七兵衛	六ツ時
３月３日	本庄	暁七ツ半時	新町・高崎・安中・妙義山	高崎：須原屋	松井田：碇屋源左衛門	暮前
３月４日	松井田	暁	横川・碓氷峠・坂本・軽井沢・沓掛・追分	軽井沢：三枡屋	小諸：巴屋六左衛門	暮前
３月５日	小諸	朝	田中・海野・上田	上田：問屋前	板木：油屋徳兵衛	七ツ半
３月６日	板木	朝	戸倉・矢代・篠ノ井追分・丹波嶋		善光寺：やま屋喜兵衛	八ツ時
３月７日	善光寺	朝	萬善堂・稲荷山・篠ノ井追分	稲荷山宿	麻績：花や平右衛門	七ツ半
３月８日	麻績	東雲過	青柳・会田・刈屋原・岡田・松本・村井・郷原	刈屋原立場花や幸助	洗馬：問や志村勘之烝	初夜前
３月９日	洗馬	暁	本山・贄川・奈良井・藪原・宮ノ越	藪原：問屋前くしや	福嶋：俵や孫十郎	六ツ時
３月10日	福嶋	東雲	弥生村・上ケ松・須原・野尻	須原：桜屋久兵衛	三留野：宮川真助	七ツ過
３月11日	三留野	明方前	妻籠・馬籠・落合	落合：ほう鼻	大井：池田屋弥兵衛	八ツ半
３月12日	大井	明方	大久手・細久手・御嶽・伏見	細久手	太田：礒ケ谷茂六郎	七ツ半
３月13日	太田	明方前	鵜沼・加納・河渡・美江寺	加納：問屋前	赤坂：大升屋平吉	七ツ半
３月14日	赤坂	早朝	垂井・関ヶ原・今須・柏原・醒ヶ井	醒ヶ井：越後屋久兵衛	醒ヶ井：越後屋久兵衛	九ツ過
３月15日	醒ヶ井	五ツ前	鳥居本・高宮		武佐：小松や角右衛門	七ツ過
３月16日	武佐	六ツ前	守山・草津・大津・京	草津：姥ゲ餅屋	三条通御幸町北へ入：本屋八郎右衛門	七ツ前
３月17日	三条通御幸町北へ入		禁裏御所・西本願寺・南禅寺	南禅寺	三条通御幸町北へ入：本屋八郎右衛門	暮方
３月18日	三条通御幸町北へ入	五ツ時	伏見		八軒屋：濱屋	暮過
３月19日	八軒屋				摂津国西成郡稗島村帰村	

表３　国境に関する記述一覧

No.	記録日	地区	地点	記述内容
1	11月11日	土山～坂の下	猪鼻花屋	此所迄近江国、是ゟ伊勢国也
2	11月13日	桑名～宮	（乗船）	此海伊勢・尾張の境也
3	11月14日	宮～鳴海	安野村堺川	尾張・参河の境也
4	11月15日	二川～白須賀	境川	参河・遠江の境也
5	11月17日	大井川越	大井川	此川遠江・駿河の境なり
6	11月19日	三島	千貫樋	是駿河・伊豆の堺也
7	11月20日	三島～箱根		伊豆・相模の堺あり
8	11月22日	戸塚～新町		此前ニ境木村相模・武蔵の境也
9	１月４日	栗橋関所船渡し		此川迄武蔵、是ゟ下総国
10	１月４日	古河～野木		下総与下野与之国境也
11	１月５日	宇都宮		奥州と日光江之分レあり
12	３月３日	新町	神奈川	武蔵・上野之境也
13	３月４日	碓氷峠	権現	此所上野・信濃の境
14	３月11日	馬籠～落合	十石峠	信濃・美濃国境也
15	３月14日	今須～柏原		美濃、江州との境

表４　所領・支配に関する記述一覧

No.	記録日	地区	記述内容
1	１月４日	中田宿～古河	八万石土井大炊頭様御城下
2	１月５日	宇都宮	七万七千石余戸田山城守様、当時安之助、御城下
3	１月10日	古河～関宿	是迄ハ御代官荒井清兵衛様御支配所、此方ゟ関宿領分也〔中略〕城主ハ六万石久世大和守様なり
4	３月２日	熊谷	当時忍城主松平下総守領分也
5	３月２日	板橋～鴻巣	竹垣三右衛門・川上金吾助御代官所
6	３月２日	深谷ゟ	伊奈半左衛門御代官所、此辺御料私料分分入組也、岡部村ニ安部河内守様御陣屋有
7	３月３日	高崎	此所者八万弐千石、松平右京之亮様御城下
8	３月３日	安中	板倉周防(主計)守様御陣屋あり
9	３月４日	碓氷峠	是迄者安中御領分、夫ゟ木村薫平御代官所也
10	３月４日	小諸	此所牧野様御城下
11	３月５日	上田	此所者松平伊賀守御城下
12	３月８日	松本	六万石松平丹波守様御城下
13	３月９日	贄川	此手前之桜沢村境橋ゟ尾張御領分、夫迄ハ松平丹波守様御預り所也
14	３月12日	伏見	此宿迄尾州御領分、是ゟ西美濃郡代岩田鍬三郎様御支配所
15	３月12日	太田	尾州様出張御陣屋あり
16	３月13日	加納	前之桐通し村ニ奥州磐城出張陣屋有之、此辺ニ弐万三千石斗御領分あり候由、加納宿ハ三万石永井肥前守様御城下

上、指図を仰ぐことを通達している。

物価に関する記述

物価に関しては、別に「出府ニ付諸入用其外諸事控」[13]という史料に詳細に掲載されている。しかし、本稿では、あくまで日記に取り上げられた記述のみ抽出し、表5にまとめた。

川渡しに関しては、1番の大井川越の出費が大きい。六八文の基本料金とは別に、川にて一人一〇六文、荷駄二八〇文を要した。9番の関宿から川口までの二四〇文という川船料金は、距離もあり夜船でもあるからだろう。「壱丈代五十文」とは敷物の料金であろうか。続く記述によれば、「人数五十人斗乗候由、同夜四ツ時比音船来ル、うどん・餅・ぞうに等賞味」とある。船は五〇人乗りで、夜十時頃には、うどん・餅・ぞうにになどを売る音船が来たことがわかる。

2番の鎌倉見物の案内料金であるが、二〇〇文となっている。次項で紹介するが、日光でも案内者を雇っているが、料金の記述はない。

二番の「台附」は「だいづけ」と呼ぶ。これは、江戸時代、寺社で行われた公許の富くじである本富（ほんとみ）の当たり番号を、そのまま自分たちのくじの当たりときめた小規模の富くじである。[14]日光山は困窮を理由に、東叡山寛永寺とともに文化九年（一八一二）より府内三ヶ所（感応寺・目黒不動滝泉寺・湯島天神別当喜見院）で、公許の「両山御救富」を毎月行った。[15]公許の富は天保十三年（一八四二）に全面禁止となるので、この時期にはないが、富興行が行われた時代の名残で、「台附」と称して隠富が行われていたのであろう。代金は二朱（一両の八分の一）であるから、結構な直段である。

風俗に関する記述

先述の物価の部分にも風俗的記述は含まれるが、それ以外の記述についてまとめたものを表6として掲載する。

1番の「男禁制所」とは、駆け込み寺として有名な東慶寺と考えられる。

日光道中の宇都宮などでは女郎に関する記述があったが、3番の記述によれば、日光山の今市・鉢石両所では売女は御法度であった。

日光山は江戸後期、経済的に困窮を極める。このため、文化年間には先述のとおり御免富を許され、上野の東叡山寛永寺とともに「両山御救富」を開始する。こういった事情が5番の近隣地区の屋根の素材にも表れ、宇都宮から日光まで瓦葺の家は一軒もなく藁葺のみで、宮家ですら檜皮葺等と記している。

7番の亀戸天神社の祭礼の山車について、その賑わいに感嘆しながらも、上方の地車には及び難いという記述や、8番の細久手より女性の髪型が上方風になるが、言葉はやはり違うという記述は、東西文化比較の具体的な証言として興味深い。

表5　物価に関する記述一覧

No.	記録日	地区	商品	価格に関する記述
1	11月17日	大井川越	渡賃	六十八文、川ニ而壱人百六文、駄荷弐百八十文
2	11月22日	鎌倉	案内者	弐百文ニ而雇候
3	1月4日	栗橋	関所船渡し	壱人前三十二文、但武士者無銭也
4	1月5日	宇都宮傳馬町	女郎	弐朱壱歩（「壱歩弐朱」の誤りか）
5	1月5日	〃	芸者	弐朱之揚ゲ弐朱者花也
6	1月8日	徳次郎	白米壱升	百三十六文斗、大坂ゟ廿文程下直也
7	1月10日	古河～関宿(坂東川)	舟渡し賃銭	平人者十六文
8	1月10日	関宿（利根川）	舟渡し賃銭	平人者三十六文
9	1月10日	関宿～川口	船賃	壱人前弐百廿四文、飯代百文不足、壱丈代五十文也
10	1月11日	川口～深川	船賃	小船ニ乗替、賃銭壱人前五十文
11	1月11日	日光道中	台附	弐朱宿屋ニ寄進メ候間、泊り宿吟味ニ有之也

表6　風俗に関する記述一覧

No.	記録日	地区	記述内容
1	11月22日	戸塚宿裏	此間ニもめづらしき所色々有之、中ニも男禁制所等妙也
2	1月5日	石橋	此辺之女中、男同様たちて小便スルヲ見る
3	1月6日	日光鉢石宿	此所并ニ今市宿ニも売女御法度也
4	1月8日	日光	御山参詣者案内人雇なり
5	1月8日	日光	都而日光筋者瓦葺者稀ニ而、別而宇都之宮ゟ日光迄者瓦葺壱軒も無之、藁葺たけ、屋根宮家者檜皮葺等也
6	1月11日	川口	朝仕度之上小船ニ乗替、〔中略〕夫より中川御番所通り、此所女乗合候時ハ御番所前より女ハ上陸、横道廻り候也
7	2月26日	亀戸天神	亀井堂天神、此一両日ハ六十壱年目之御祭礼ニ而向ウ嶋町々ゟ神□之だし数々罷出大き賑也〔中略〕乍併都而上方地車抔ニ者中々以難及候事
8	3月12日	細久手	細久手辺ゟ女髪結様抔上方風ニ相成候、言者矢張違申候

慣例に関する記述

ここでは、廻米納人がその務めに関して慣例として行った事例の記述について取り上げる。

・江戸米相庭立之儀三斗五升入百俵、此石三拾五石ニ而何拾両と相立、又壱両ニ付米何斗替と申也、尤金六十目

これは十一月二十五日の記述であるが、江戸の米相場建ての基準を記述したもので、三斗五升入百俵を基準とし、すなわち三十五石で何拾両、また壱両ニ付米何斗替という具合に値付けをする。この場合の金銀レートは金六十目とすることが記される。

・元船為見分詰合四人、小船ニ而罷越、入船三艘改済、夫〻品川陸路帰り候事

これは十一月晦日の記述であるが、十一月二十五日に蔵納が終了した初船は別として、この日品川には「四番積弐」（十一月二十六日品川入津、十二月四日水揚）、「壱番積三」（十一月二十六日品川入津、十二月七日水揚）、「五番積四」（十一月晦日品川入津、十二月九日水揚）の三艘の廻船が停留している。[16] これら三艘の廻船へ浅草より小船で向い、確認の上、陸路を浅草まで引き返したことが記されている。[17]

・（蔵納皆済後、帰国に際し）御役所〻も駄賃帳・添触・関所切手等願之通御下渡ニ付〔中略〕添触ニ相当之賃銭可受取ト書認有之、是ニ而ハ相対賃銭ニ相成御定メ〻三ぞう倍ニも相成候ニ付、翌三月一日早天〻三人共大沢様宅へ罷出願上候処、早速御定メ賃銭与御書替被下候ニ付

これは二月晦日の記述である。右文面にある「添触」とは、注1に記したように、蔵納終了後に所轄代官屋代増之助様江戸御役所に宛て郡中惣代の連名で願い出た帰国道中の関所通札などに関する便宜手配の依頼状のことである。[18] これに応じて屋代増之助手代田中楠之進・大澤幸右衛門の連名で、帰坂に際して、大坂鈴木町御役宅まで御用書物持ち運びのため、御定賃銭での継立に関し差支えなく取り計らうように記した触書が、関所切手や駄賃帳とともに下げ渡される。書面の宛先は「中山道板橋宿〻大津宿迄、夫〻大坂まで、右宿々問屋・年寄中」となっている。しかし、下げ渡された添触には「相当之賃銭」と記され、これでは相対賃銭と解釈できるので、三倍もの料金となり、急遽手代大沢様宅へ引き返して御定賃銭に書き直してもらったという。この記述から、納庄屋が江戸から帰坂する際には、所轄代官江戸役所に添触・関所切手・駄賃帳などが下げ渡されたことがわかる。

・（追分）馬荷引行善光寺へ参詣いたし度候付、浪花講定宿と相談之上貫目改所へ相対賃銭ニ而右北国道善光寺へ参り度候付小諸宿江継立之義願書差出し候処、御聞届〔中略〕洗馬より御定メ賃銭ニ戻ル

これは三月四日の記述であるが、前項目に記した添触に、続けて「口上書願」と記された記録がある。これを読むと、復路において善光寺参詣を志願する旨が記され、ついては、大切な御用書物も手放し難いので同様に北国街道へ持参するが、中山道洗馬宿までは相対賃銭を払う条件で参詣許可を追分宿貫目改所へ願い出ている。

つまり、善光寺参詣はあくまでも任意のもので、これに係る旅程は

相対相対賃銭を払う慣例であった。

・（洗馬）此所貫目改所也、千木方へ心付遣ス、都而ケ様▨改場所等ニ而ハ問屋へ罷出候宿を心掛ケ止宿いたし相談し、千木方　心付遣ス事ニ候、中改ニ而貫目相増候時ハ増賃取候間、此辺相心得よろしく候

　これは三月八日の記述である。荷駄の貫目改所では問屋へ顔を出している宿に止宿し、相談のうえ千木方（荷駄を計量する人）に心付を遣わす慣例であった。

・尚又木曽の間ハ宿々助郷無之候ニ付壱日廿五疋人足廿五人何レも折帰しニ而継立候得者、其外如何様之御用ニ而も不差出、勿論相対ハ格別ニ候

　これは三月九日の記述である。木曽道中は助郷がなく、いかなる御用でも例外なく二十五匹の馬と二十五人の人足が日々折り返して継立にあたる。しかし、相対であれば話は別であった。

その他特記事項

・積船上乗人海老江村佐市儀講談師ニ而上野御坊春性院へ兼而罷出居候ニ付、同人ゟ為頼込、今日一同罷出候処、小僧案内ニ而御霊屋拝礼

　これは二月十日の記述である。上乗佐市とは、前記のとおり九番積廻船に同乗した摂津国西成郡海老江村佐市のことである。この佐市が講談師であり、その関係で上野御坊春性院へかねてから出向いていた経緯があり、佐市に頼んで小僧の案内で上野東照宮様御霊屋を拝礼に出向いたというのである。しかし、肝心の御霊屋は御普請中で拝礼はできなかったが、「極楽世界も是ニハふで勝る被存候斗也」と一同はこの参詣に大満足で、しかし末尾には「他言不可被成候事」と記している。芸能者の人的交流の広さを窺わせるくだりである。

・兼而大坂鈴木町御役所詰喜多村忠一郎様ゟ御頼ニ付、麹町七丁目喜多村解助様へ御機嫌伺ニ罷出候

　これは二月二十日の記述で、大坂鈴木町御役所詰喜多村忠一郎様の依頼で、御親父の江戸麹町七丁目喜多村解助様へご機嫌伺いに出向いたという文面である。これは代官所と郡中村役人との関係の深さを示す事例といえる。この時、一同は酒肴をはじめ、手厚いもてなしを受けている。

　同じく二月二十日のことであるが、この在府中に代官屋代増之助様交代の風聞を聞き、郡中納庄屋海老江村市右衛門と蒔島村保之助両人が、以前の大坂鈴木町代官で、当時勘定吟味役であった設楽八三郎様宅へ屋代様在勤の歎願に出向いている。その様子が日記中に「一奇談」として記されている。設楽八三郎様は屋代増之助様の交代について聞き及ばず、両人は不面目の思いを抱き引き取るが、この時も御菓子や御膳のもてなしを受けている。「一奇談」という表題からして珍しい出来事であることは事実だが、これも代官と郡中の関係の深さを物語る記述である。

・横川御関所切手ニ三人与有之候付才領人壱人ハ通ル事不相成旨関所役人ゟ被申、段々相断候得共、不相叶候付切手相下ケ四人共元之門前之茶屋へ引取相談之上、才領人壱人差出し難渋之趣を以勘弁相願候儀

三度ニ及び聞済ニ相成、依之一同罷出候処、已(以)来可心得旨被申聞相返(帰)り申候

これは三月四日の関所通行に関する記録である。横川関所にて通行人が才領人含めて四人のところ、関所切手に三人と記されていたので、才領人の通行が許されなかった。四人で門前茶屋へ引き返し、才領人一人で三度にわたり歎願したところ、以後よく心得るようにと申し聞かされて、通行が許可された。関所通行の実際を物語る事例として興味深い。

・（浅間山）年中絶戴(頂)〆煙り立事甚し、宝暦度七日七夜此穴〆岩を吹出ス、大坂抔ニも折々響候由

これは三月四日のかなり大げさな記述であるが、宝暦年間に浅間山の噴火があり、その音が大坂まで響いたことを記している。

・去ル四日之泊巴屋六左衛門江間氏手帳失念と存、五日之泊板木宿〆飛脚を以右巴屋江書状遣し否返事取、稲荷山宿問屋ニ而出合候筈ニいたし候処、今日板木宿〆使者出張居巴屋へ遣し候処、同人義不当之返答ニ而飛脚之名前迄書取、受取も不差出、馴御用□不審ニ付大坂鈴木町へ引合抔相答、坂木ニ於而も一同心配いたし居候間、引帰し貰度段被申候得共、談之上先方〆下書之通一札認遣し、勿論大丈夫ニ申置候事

これは三月七日の記述である。旅の道中には様々なことが起こる。この出来事は遺失物に関する騒動である。三月四日、海老江村間市右衛門は、小諸宿巴屋六左衛門宿にて手帳を忘れる。板木宿油屋徳兵衛方にてそれに気づいた市右衛門は、飛脚に書面を託して、稲荷山宿でその返事を受け取る手筈を整える。しかし、小諸宿の巴屋では、飛脚に対し宛名が違う、大坂の鈴木町代官所に問い合わせるなどと言って信用せず、飛脚の名前を書きとめ、受取りも差し出さなかった。板木宿では問屋役人一同がこれを心配し、一行が向かった稲荷山宿へ出向いて板木宿まで引き返すか、遺失物の件で飛脚及び宿場問屋役人に迷惑をかけない旨の覚書を書いてくれるように持ちかけられ、一札を認め遣わすことになる。この日市左衛門は災難の連続で、追分より小諸までの道中で、鞍が馬から滑り落ち、緋羅紗の煙草入れを落としてしまったという記述も日記に残されている。

最後に本稿作成にあたり、大阪府立大学経済学部岡本光代准教授、及び同大学学術情報センター図書館大久保加織氏に、史料閲覧、掲載許可に際してご教示・ご配慮いただいたことを記し、謝意を表する。

注

（1）「日記」の表紙には「蔭山」の姓が記されているが、一方、史料群の中に、蔵納終了後に所轄代官屋代増之助様江戸御役所に宛て郡中惣代の連名で帰国道中の関所通札の御添触などを願い出た「乍恐口上」がある。この差出人には、摂州西成郡蒔嶋村「庄屋保之助」の名前がある。また、同じ史料群には、湊詰庄屋の連名で積立の際の枡廻し仕法についての留意事項を納庄屋に連絡するための十一月十七日付けの書簡が残り、その宛名の一つに「蔭山保之助」の氏名が記されている。これらを総合すると、安政五年の蒔島村庄屋は「蔭山保之助」で

あることが判明した。

(2) 当館所蔵の河内国若江郡御厨村加藤家文書には安政五年八月付の「御廻米取締書」があり、その中の記述に「御米上乗之儀、去午年被仰渡候通り高拾石以上所持実体成百姓差遣申度候」とあり、前安政四年に持高十石以上の本百姓を対象に上乗を選ぶように仰せ渡されている。同史料によると、納庄屋については、「御廻米納庄屋之儀是亦実体成もの見立、追而御届奉申上度候」とあり、郡中の実力者で実態にそぐう者を選ぶように決められていた。また、『布施市史』第二巻（布施市役所、昭和四十二年）には、郡中の利便のため、納庄屋や上乗を出す郡中が重複しないように調整をはかったと記されている。

(3) 当館所蔵の河内国若江郡御厨村加藤家文書に含まれる安政五年に信楽代官所支配幕府領に関する江戸廻米の史料を見ると、納庄屋加藤勘左衛門は、やはり往路は東海道、復路は中山道を利用し、途中で善光寺に寄っている。

(4) 大正四年、大阪府西成郡役所編纂・発行

(5) 大阪府立大学歴史学研究会『歴史研究』第三三号（大阪府立大学、平成七年）

(6) 「江戸御廻米手帳」は、大阪府立大学経済学部図書室所蔵の越知家文書に含まれる「江戸御廻米郡中納一件」と題された袋入史料群の中の一点である。

(7) 年貢米の欠減を補うための予備米のこと。（日本経済史研究所『日本経済史辞典』日本評論社、昭和十五年）

(8) 前掲「江戸御廻米手帳」に掲載。

(9) 注1に示した「乍恐口上」には、摂州西成郡蒩嶋村「庄屋保之助」の名前とともに、「摂州西成郡海老江　庄屋市右衛門」「泉州南郡儀上村　庄屋元之丞」の名前がある。また、同じく注1に示した十一月十七日付の書簡には、「蔭山保之助」とともに、「間市右衛門」「中山元之丞」の氏名が記載されている。

(10) 日本経済史研究所『日本経済史辞典』（日本評論社、昭和十五年）

(11) 江戸時代、年貢を納めるとき、量目不足の俵に、米を補充して整えること。（日本大辞典刊行会『日本国語大辞典』、小学館、昭和四十九年）

(12) 一例を示すと、復路の日記に、「細くて今みたけ宿へ三り十一丁、手前ニ居尻村土橋之右手ニ和泉式部之塚あり」として、「寛仁三己未呑いづみ式部廟所　ひとりさへ渡ればしづむ浮はしに　あとなる人ハしばしとゞまれ」と刻まれた碑文の文字を克明に筆写している。和泉式部は寛仁三年（一〇一九）、東山道の旅の途中で病にたおれ、この地で没したといわれる。

(13) この史料は「江戸御廻米手帳」と同様に、越知家文書に含まれる「江戸御廻米郡中納一件」と題された袋入史料群の中の一点である。

(14) 日本大辞典刊行会『日本国語大辞典』（小学館、昭和四十九年）

(15) 滝口正哉『江戸の社会と御免富』（岩田書院、平成二十一年、一一〇頁）

(16) 前掲「江戸御廻米手帳」による。

(17) 廻船に積載された年貢米は、品川にて川船で瀬取りされ、浅草まで運ばれる。

(18) この「乍恐口上」と題された添触願も越知家文書の中に写しが残る。